



2023年5月23日

各 位

会社名 株式会社 サンウェルズ
代表者名 代表取締役社長 苗代亮達
(コード番号：9229 東証グロース)
問合せ先 常務取締役管理本部長 上野 英一
(TEL. 076-272-8982)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2023年6月21日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 3,000株
(3)	処分価額	1株につき3,225円
(4)	処分価額の総額	9,675,000円
(5)	割当予定先	当社の従業員 2名 3,000株
(6)	その他	-

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することおよび本制度に基づき対象従業員に自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

なお、本制度の概要および本自己株式処分において当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記のとおりです。

（本制度の概要）

対象従業員は、本制度に基づき当社より支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（割当契約の概要）

① 譲渡制限期間

対象従業員は、2023年6月21日（以下「本処分期日」という）から3年の期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができな

い。

② 譲渡制限の解除

対象従業員が譲渡制限期間中（ただし、当該期間中に、対象従業員が当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位においても死亡により退任もしくは退職した場合（本処分期日が属する事業年度の最終日から3ヶ月が経過する前に死亡した場合を除く。）には、本払込期日から当該退任もしくは退職までの期間とする。）、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象従業員（ただし、対象従業員が死亡により退任もしくは退職した場合は対象従業員の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

③ 譲渡制限期間中の退職等の取扱い

当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合（ただし、退任もしくは退職と同時に取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合及び死亡による退任もしくは退職の場合を除く）には、当社は、対象従業員の退任もしくは退職の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

- I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。
- II. 対象従業員が退任もしくは退職した時点をもって、次の(1)の数から(2)の数を引いた本株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本株式の全部を無償で取得する。
 - (1) 本株式数
 - (2) 本払込期日を含む月から乙が本③柱書に掲げるいずれの地位からも退任もしくは退職した日を含む月までの月数を36で除した数（以下「在任期間比率」という。ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。また、本払込期日が属する事業年度の最終日から3ヶ月が経過する前に退任もしくは退職した場合には0とする。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該組織再編の効力発生日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。また、本払込期日が属する事業年度の最終日から3ヶ月が経過する前に組織再編等効力発生日が到来する場合には0とする。）に、当該時点で保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、これに係る譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2023年5月22日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,225円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上